

京都市告示第208号

京都市自転車等放置防止条例第3条第3項の規定に基づき、自転車等撤去強化区域を指定したので、同条第4項により次のように告示し、区域図を建設局自転車政策推進室において縦覧に供します。

令和5年6月27日

京都市長 門川大作

区域の名称	区域	区域となる日
自転車等撤去強化区域	左京区田中門前町の一部	令和5年6月27日

(建設局自転車政策推進室)